

北海道 I o T 普及推進事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 北海道 I o T 普及推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金の目的は、次に掲げる各号に定めるものとし、予算の範囲内で補助する。

- (1) 「ものとインターネットをつなげる技術」（以下「I o T」という。）の一層の活用により、福祉、交通などに係る北海道特有の課題を解決し、それを横展開することで北海道全体の活性化に資するものであること。
- (2) 北海道 Society 5. 0の実現に資するものであること。

(補助事業の定義)

第3条 この要綱において、前条の目的達成に資する事業（以下「補助事業」という。）とは、次に掲げる各号のすべての要件を満たすものをいう。

- (1) 北海道特有の課題（広域分散、積雪寒冷など）について I o T を活用して解決するものであり、次の3分野5項目のいずれかに該当するもの。
 - ア 福祉分野（老人安否確認、バイタルチェックシステム）
 - イ 交通分野（除排雪の効率化、貨客混載の効率化）
 - ウ その他（これまでに実証事例の無い新しい取組み）
- (2) 北海道内の市町村で実証を行うもの。
- (3) 実証する市町村の協力が得られるもの。
- (4) 北海道内の他の地域に横展開できる取組みであるもの。
- (5) 国の補助事業で実施できないもの。また要綱による補助金の交付を受けようとする経費に対して、国、地方公共団体その他公的団体等からの補助金等の交付又は経費の負担を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、以下の要件をすべて満たす I o T のノウハウを持つ民間事業者とする。

なお複数の事業者による共同体も可とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
なお、個人事業主の場合は暴力団員（暴対法第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(事業計画の提案)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する期日までに、事業の内容等を記載した事業計画を提案し、知事の認定を受けるものとする。

2 事業計画の提案は、知事に対して企画提案書（別紙様式1）に別に定める北海道 I o T 普及推進事業補助金公募要領（以下「公募要領」という。）で定める書類を添えて、公募要領に定める期日までに提出することにより行うものとする。

(審査委員会の開催)

第6条 知事は、前条の規定により事業計画の提案があった時は、審査委員会を開催する。

2 審査委員会においては、前条の規定により提出された企画提案書について、次の観点で意見を聴取するものとする。

- (1) I o Tを活用して、北海道特有の地域の課題解決が行われているものであること。
- (2) 事業の実施に当たって、実施体制、地域合意形成、許可手続きの進捗状況等から、期間内の実現性が認められるものであること。
- (3) 事業で実施された取組を、北海道内の他の地域で横展開できる仕組みが確認できるものであること。

(事業計画の認定)

第7条 知事は、審査委員会の意見を踏まえ、事業計画の認定の可否を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において必要があるときは、事業計画に意見を付して認定を行うことができる。
- 3 知事は、事業計画を認定したときは、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 事業計画の認定を受けた補助対象者は、知事に対し、別に定める日までに、総政第1号様式(平成25年北海道告示第10328-3号による告示様式。以下「総政第〇号様式」について同じ。)による補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して補助金の交付の申請を行うものとする。

- (1) 総政第2号様式 事業計画書
- (2) 総政第14号様式 補助金等交付申請額算出調書
- (3) 総政第18号様式 経費の配分調書
- (4) 総政第20号様式 事業予算書
- (5) 総政第32号様式 資金収支計算書
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第9条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金交付申請書等の審査等により、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、申請を行った者に通知するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第10条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助事業を実施するために必要な経費のうち、次表に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。

事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
北海道 IoT 普及 推進事業	賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品、燃料費等)、役務費(通信運搬費、保険料等)、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、その他知事が特に必要と認める経費	補助対象経費の 1/2以内	1事業当たり 上限額 10,000千円 下限額 1,000千円

2 補助金額として算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(申請の取下げ)

第11条 補助金等の交付の申請をした者は、第9条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理

した日から10日以内に、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の中止等)

第12条 補助事業者は、第9条の規定による補助金の交付の決定があった事業（以下「補助事業」という。）を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、総政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の変更)

第14条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ総政第21号様式の補助事業等変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる補助事業の目的の変更を伴わない軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合
 - (2) 補助対象経費の費目の内容相互間における増減であって、交付の決定の際における補助対象経費の総額の20パーセント以内で増減する場合
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
 - 3 知事は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の管理)

第15条 知事は、第2条の目的の達成するために必要な限度において、補助事業者に対して次に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 補助事業の実施状況、実施方法について、期限を定めて調査し、実施状況報告書（別紙様式8）を提出させること
 - (2) 北海道の職員等を補助事業者の事業所等へ派遣し、補助事業の実施に立ち合わせること
- 2 知事は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の実施に必要な指示を行うことができるものとする。ただし、当該指示が補助事業の変更に係る場合は、前条に規定するところによるものとする。
 - 3 前2項の規定は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間は、なお効力を有するものとする。

(実績報告書)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第12条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、総政第28号様式の補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。
 - (1) 総政第2号様式 事業実績書
 - (2) 総政第29号様式 補助金等積算書
 - (3) 総政第31号様式 事業精算書
 - (4) その他知事が別に指示する書類

(帳簿及び書類の備付け)

第17条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 知事は、第16条の実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付)

第19条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(補助事業の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告の公表)

第21条 知事は、第15条、第16条第1項の報告の全部又は一部を公表することができる。

(収益納付)

第22条 知事は、第16条第1項の規定による報告書により、補助事業者に当該補助事業の産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助事業に基づく成果の他への供与等により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する額を道に納付（補助金の確定額の合計額を超えない範囲内に限る。）させることができるものとする。

(財産の処分の制限)

第23条 財産の管理及び処分の制限については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的運営を図らなければならない。
- (2) 補助事業者は、取得財産等で、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具等については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して10年間）は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。
- (3) 補助事業者は、前号の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- (4) 前号に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第24条 知事が補助金の交付の決定をする場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)」第1号様式に定める交付の条件のほか、第14

条、第20条、第22条並びに前条の条件を付すものとする。

(成果の発表等)

第25条 知事は、補助事業の名称、補助事業の概要、補助事業者名、所在市町村名、補助金額を公表するものとする。

2 知事は、第16条に規定する報告書を、本道におけるI o Tの普及推進のために活用し、必要に応じて補助事業者に事業の成果等を発表させることができる。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。